

【資料 1 - 1】

調整委員会の役割等について

平成29年2月2日
新潟市福祉部
障がい福祉課

1. 調整委員会の設置根拠・目的等

設置根拠

- 共生のまちづくり条例第16条

目的

- 差別に係る紛争の解決を図ること

2. 調整委員会の役割

主なもの

- 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。
- 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの必要性について建議すること。

【参考】差別の事後対応策

(1)障がい種別・内容を問わずに対応する
「相談機関」を設置

(2)助言・あっせんの必要性について建議
する「調整委員会」を設置

(3)条例の実効性確保のため、
「助言・あっせん、勧告、公表」を規定

3. 委員の任期・会議の開催等

委員の任期

- 平成28年4月1日～平成31年3月31日
(3年間)

会議の開催等

- 市長の諮問があった場合に、
1案件につき2回程度（随時。非公開）